

## 公拠法の届出

### ・届出制度

都市計画区域内の一定規模以上の土地を有償で譲り渡そうとする場合、あらかじめ届出が必要です。地方公共団体等は、その土地の買取い取りを希望する場合、優先的に買い取りの協議を行うことができます。

また、都市計画区域内にある100m<sup>2</sup>以上の土地について、地方公共団体等に買い取りを希望するときは、その旨を申し出ることができます。

▼届出が必要な土地

\*都市計画区域内にある100m<sup>2</sup>以上の土地について、地方公共団体等に買い取りを希望するときは、その旨を申し出ることができます。

## 都市計画の開発許可

都市計画区域内において、一定規模以上の開発を行う場合には、

都市計画法の許可を受けなければなりません。

許可を必要とする行為

3千m<sup>2</sup>以上の土地の区画形質の変更

許可を必要とする行為

3千m<sup>2</sup>以上の土地の区画形質の変更

提出書類

開発行為許可申請書及び添付書類

62-9332 (有)9332

▼届出が必要な場合

\*代物弁償、交換、売買の予約等を含みます。贈与、寄付、収用、競売等は含みません。

\*土地有償譲渡届出書または土地買取希望申出書

\*土地の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺5万分の1以上の地形図）

▼届出後の土地譲渡の制限

届出後、一定期間土地の譲渡が禁止されます。

\*買取協議を行う旨の通知

## 農地法の手続き

農地の売買や転用には農地法の許可が必要です。

## 公拠法の届出

### ・届出制度

（届出等をした日から3週間以内に通知）があつた日から3週間以内に通知がない場合には、届出等をした日から3週間以内

\*買取希望がない旨の通知があつた場合は、その通知があつた時

▼国土法・公拠法に関するお問い合わせは

企画財政課企画係まで

62-9332 (有)9332

▼申請者

本人もしくは委任を受けた有資格者

毎月10日まで

▼申請の受付

毎月10日まで

▼届出が必要な場合

立木を伐採する場合は「伐採届及び伐採後の造林届出書」

書類の提出先は産業課林務係

▼許可が必要な場合

林地開発面積が1ha以上（また

は1ha未満でも将来的に1haを

超える場合）は「林地開発許可申請書」

書類の提出先は産業課林務係

▼届出が必要な場合

立木を伐採する場合は「伐採届

及び伐採後の造林届出書」

書類の提出先は産業課林務係

▼許可を要する行為

\*農地を耕作目的で売買する場合

には農業委員会の許可が必要です。（3条申請）許可を受けずに行つた売買は法律的に無効であり、所有権移転登記ができません。

▼提出書類

農地法の申請には様々な要件がかわってきます。事務局またはお近くの農業委員に相談してください。

\*湿田など耕作条件が悪く水田の床上げ、また水田から畑地に転換する場合及び畑の盛土のとき

▼提出書類

農地法の申請には様々な要件がかわってきます。事務局またはお近くの農業委員に相談してください。

▼提出書類

農地法の申請には様々な要件がかわってきます。事務局またはお近くの農業委員に相談してください。

▼提出書類

農地法の申請には様々な要件がかわってきます。事務局またはお近くの農業委員に相談してください。

## 林地の開発

地域森林計画の対象となつている民有林において、立木を伐採する場合や一定規模以上の土地の形質変更をする場合は、町への届出または知事の許可が必要になります。

▼届出が必要な場合

立木を伐採する場合は「伐採届

及び伐採後の造林届出書」

書類の提出先は産業課林務係

